

## 青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第28回）議事概要

1 日時 平成30年2月8日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

荒内隆浩（家），飯畑勝之（地），石岡愛子（地），大矢奈美（家），金井一晃（地家），源新 明（地），佐藤健一（地家），佐藤慎也（地家），竹中 孝（家），田中幸大（家），西舘康司（地），沼田桃子（家），古久保正人（地家），宮田和歌子（家），森 清（地），山谷文子（家）

(2) 説明者

浅井康地裁事務局長，小澤久美子家裁事務局長，鎌田正久民事首席書記官，海藤徹刑事首席書記官，藤原光浩家裁首席書記官，秋元学地裁事務局長次長，後藤直基家裁事務局長次長，齋藤如世地裁総務課長，高山行正家裁総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 古久保地家裁所長挨拶

(3) 新委員の紹介（敬称略）

源新明，佐藤健一，古久保正人

(4) 委員長指名（地方裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により，地方裁判所委員会委員長として古久保正人委員を選出した。

(5) 委員長指名（家庭裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により，家庭裁判所委員会委員長として古久保正人委員を選出した。

(6) 協議テーマ

- ア 障害者等の配慮を要する方への対応について
- イ 職員採用広報について

(7) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

- ア 障害者等の配慮を要する方への対応について

意見交換に先立ち，障害者等の配慮を要する方への対応について，裁判所全体の取組と青森地家裁の取組の実情を説明した。

○ 相談窓口が総務課にあるとの説明があったが，支部も同様なのか。また，相談窓口が総務課にあることは，来庁者にどのように案内しているのか。

□ 青森地家裁の相談窓口は，支部も含めて本庁総務課となっている。支部の場合でも庶務課に御相談いただければ本庁総務課にその情報が入り，青森地家裁全体として対応させていただくことになる。また，相談窓口が総務課にあることは，裁判所のホームページで案内している。

○ 裁判所に相談に来られる方は，ホームページをあまり見ていないと思うので，来庁者のために，相談窓口があることを何らかの形で表示しておくべきだと思う。

○ 自動点訳・点訳支援プログラムとは，どのようなものか。また，どういう時に利用できるのか。

□ 自動点訳・点訳支援プログラムは，裁判員裁判において，目の不自由な裁判員等のために，評議で使用する重要な資料について，パソコンに入力して点字でプリントアウトしてお配りするためのものである。

○ 自動点訳・点訳支援プログラムは，目の不自由な方のための証人調書の作成などには対応してもらえるのか。

□ 基本的には，裁判員や検察審査員のための利用を予定しているが，これに限定することなく，実際に点字の利用が必要な方がいれば対応することも可能である。

○ 車いすの方への対応について、スロープや身障者用トイレの設置のほか、法廷への昇降ができるようになってきているなどの工夫がなされていることは分かった。調停委員としての経験から言わせてもらくと、申立人と相手方の待合室の入口が狭く、車いすが通れないか、通れたとしても身動きがとれない状況で、待合室自体も非常に狭いと思う。そのため調停を申し立てた車いすの方が来庁した場合、エレベーター前のロビーなどの人目のつくところで待つことになる。また、調停の当事者は、待合室で一緒に待っている弁護士と打合せをする場合があるが、待合室が狭いので中々いろいろな話ができない。青森市役所の一部がアウガ（駅前の商業施設）に移転したが、いろいろな手続で待っている人は、スマートフォンでQRコードを読み込むと順番が分かるようになってきている。そういうことが裁判所でもできれば、窮屈な待合室にいる必要がなく、駐車場の車の中でも弁護士と打合せができると思う。

◎ 今、アウガの話が出たが、青森市から補足説明や意見はあるか。

○ 1月からアウガに引っ越して皆様に御利用いただいている。本庁舎は、障害のある方には非常に利用が困難な施設であるが、アウガはバリアフリー化されており、好評をいただいている。市では総合窓口を設置して、できる限りワンストップで対応できるように、利用しやすいシステムを導入している。

□ 車いすを利用する関係で待合室等の部屋が狭いという場合には、窓口担当者にお話しいただければ、別室を用意するなどの対応をさせていただくことになるが、その時の部屋の使用状況にもよるので、個別に検討させていただくことになる。車いすの方を部屋に入れずに廊下などでお待ちいただくことはないようにしている。

◎ 車いすを利用する場合の待合室の問題については、申出をいただければ空いている部屋などを使用していただくことになる。そのようなアナウン

スをしていないのではないかと御指摘もあるかもしれないが、現状としては、建物の構造の問題もあるので、御理解いただきたい。

- 待合室が狭いという問題は、ハード的には難しいとしても、呼出方法については、スマートフォンを利用するなどの工夫をしていただくことも今後検討していただければと思う。
- ◎ 御指摘については、今後の検討の参考にさせていただくが、当庁だけで解決できる問題ではないことを御理解いただきたい。
- 玄関スロープには屋根が設置されていないようであるが、融雪装置は付いているのか。また、障害者の方が裁判所を利用して不便に感じた点があった場合、そのような意見は、どのように集約しているのか。御意見箱のようなものはあるのか。もう一つは、仮に、火災が発生した場合、障害者が避難する場合のネックや防火扉の形状のチェックなど、防災上の対策はどのようになっているのか。
- 玄関スロープに融雪装置は設置されておらず、降雪時は職員が雪かきをして対応している。意見を集約する御意見箱のようなものは設置していない。防災対策としては、毎年、防災訓練を実施しており、その際に防火扉のチェックや避難経路の確認などを行っている。車いすの方が避難するために階段を利用しなければならない場合には、先ほど説明した階段昇降機を利用して避難することになる。
- 最近では、センサーが反応して雪を溶かす機械もある。今あるものを活用するとすれば、キャノピーのある階段に傾斜を付けてスロープにすることも可能ではないか。防火扉には段差があることがあり、そのような場合、健常者は通れるが、車いすの方は通れない。障害者の目を見たときに、どういう不便があるかという視点で確認していただければと思う。
- 青森市において、平成29年4月1日に「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定した。裁判所の取組を聞き、真摯に受け

止めるとともに、非常に良く対応していただいていると思った。青森市では、障がいを理由とする差別とは何か、社会的障壁とは何か、合理的配慮とは何かについて説明したパンフレットを作成した。また、障がいの種類ごとに、どういう対応をすれば良いのかを具体的に示した「ともに暮らしていくためのハンドブック」も作成し、本日配布したので参考にさせていただきたい。最後に、ヘルプカードについて説明したい。何かしらの手助けを必要とされる方が、自分はこういうことをしてほしいと意思を表示するためのカードである。もし、ヘルプカードを示された場合には、中身を御覧いただき、できる限りの気配りをしていただくようお願いしたい。

- 女性相談所では、小さいお子さんを連れて相談に来る方が多く、他の人の迷惑にならないような場所でお母さんと一緒に過ごしてもらっていた。授乳室があるのは八戸だけか。要望があれば、そういう部屋を用意してもらえるのか。
- 専用の授乳室があるのは八戸支部だけであるが、申出があれば、女性職員の厚生室を利用することも可能であり、搾乳ができるスペースもある。
- 今日裁判所に来た時に周りを見て回ったところ、国道沿いには点字ブロックがあったが、側道は雪に埋もれていて確認できなかった。歩道から裁判所まで、点字ブロックがどの程度引かれているのか。また、裁判手続における青森地家裁の取組として、期日への介助者の同席許可や車いすでの裁判員裁判への参加などが紹介されたが、そのような配慮をした具体的な件数を教えてもらいたい。さらに、配慮した具体的な事例は、ホームページなどで外部に知らせているのか。
- 点字ブロックについては、国道側からのアプローチはあるが、側道側はなかったと記憶している。配慮した事例の統計数値はない。代表例として紹介した事例のほか、家裁においても介助者の同席を許可した例がある。車いすの方が裁判所を利用されることは少なくなく、介助者の同席の申出

があれば適切に配慮をさせていただいている。

- 障害者への配慮に関する情報等については、ホームページでピクトグラムは示しているが、それ以上の案内はしていない。
- 裁判員裁判では、裁判員等をお迎えするに当たり、文書で「お体が不自由な方へ」との案内を送付させていただいており、手話通訳や補聴器の利用など、何らかの配慮が必要な方には、その旨を記載してもらい、状況に応じて、改めて電話で確認させていただくなど、可能な限りの情報を得ながらきめ細やかに対応している。更に、これらの情報をもとに、状況によっては、最寄りのバス停まで職員が迎えに行ったり、帰宅の際も同様に付き添うなどの配慮をさせてもらっている。
- ◎ 裁判員は、公務で決められた日に来ていただいていることから、積極的な対応をさせていただいているところである。一方、裁判の当事者や傍聴人などの一般の方は、いつ裁判所に来られるのか予想できないこともあり、どうしてもホームページでの広報に頼らざるを得ない。一般の方は、ホームページをあまり見ないという御指摘もあるが、一般の方に対しては、それぞれ申し出いただければ、できる範囲で対応させていただくことになる。
- 裁判所では、職員に対して、「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の趣旨が徹底されるように指導しているところであり、積極的な申出がなくても、例えば、事件内容や応対時の状況などで、裁判所側で気付けることがあれば、できる限りの配慮をするよう指導している。また、ホームページでの案内については、いろいろな障害をお持ちの方がおり、それぞれ必要とする配慮が異なるなど、定型的な案内がしにくいので、引き続き、職員に対して、対応要領の趣旨を徹底させることで対応していきたい。
- 耳の不自由な方への対応として、手話通訳の関係はどうなっているのか。
- 当庁に手話通訳は常駐していないので、あらかじめ情報をいただいて対

応している。難聴であれば、ループ式補聴器や簡易な補聴器、筆談器を利用する対応となる。

#### イ 職員採用広報について

意見交換に先立ち、裁判所における職員採用試験の申込状況等の実情を説明するとともに、採用広報活動の取組の実情を説明した。

○ 裁判所のパンフレットやリーフレットを読ませてもらったが、女性のキャリアアップや女性の活躍推進に関する記載もあり、非常に女性が活躍できる職場だと感じた。リーフレットには、採用に占める女性の割合が50パーセントを超え、女性の管理職の割合が23パーセントとあり、国の機関の中でも非常に高い数値だと思う。女性活躍推進法が制定され、裁判所でも5年後の管理職に占める女性の割合に関する数値目標があると思うが、それを教えてもらいたい。女性がいきいきとキャリアアップしながら、そして、ワークライフバランスを充実させながら、更に、それを先輩から後輩にうまく伝えているというところが裁判所のPRポイントだと思う。また、裁判所職員総合研修所は、非常に勉強に集中しやすい環境にある研修施設であった。裁判所は、いろいろな制度や研修システムが整っており、そういうところを売りにしてPRすれば良いと思う。PRビデオで、最初に女性の裁判官と書記官が出たところも非常に良かった。

□ 裁判所では、平成28年3月に裁判所特定事業主行動計画を策定しており、平成32年度末までの女性職員の占める割合の数値目標として、係長相当職で45パーセント、青森などの下級裁判所の課長相当職で30パーセント、最高裁判所の課長相当職で18パーセントと設定している。

□ 裁判所の女性職員の採用割合は半数を超えており、家庭裁判所調査官の七、八割は女性となっている。裁判所の数値目標は、職種が国家公務員と対応していないところもあるが、国家公務員の数値目標にほぼ近づいており、裁判所における女性の活躍の状況は、国家公務員の中でも先頭を切っ

ていると聞いている。キャリアプランについては、昔は手探りだったが、今は採用後の早い段階からキャリアプランを意識させて、いろいろな選択肢があることを示しながらやっている。

- 質問の一点目として、全国的に受験者数が減っているということだが、青森の状況について、採用試験の倍率等、具体的な数値をお知らせいただきたい。二点目として、異動の実態について、学生に周知していると聞いたが、地元に残りたい人に、どのように説明しているのか。三点目として、法学部出身者と法学部卒以外の人の割合はだいたい半々で、法律の知識がなくても良いと説明していたが、どういう人材を求めているのか。そういうことがクリアになると、学生に裁判所を勧めることができるのではないかと思う。四点目として、学生からみると家裁調査官は、中々なれない難しい職種であるというイメージであり、今でも倍率は10倍程度あると思うが、それでもまだ人不足なのか、実態を聞きたい。

- 一点目の採用試験の倍率について、裁判所事務官は、高裁単位のブロックで採用試験を実施していることから、倍率は、高裁単位の合格者数と申込者数によることになる。平成29年度の仙台高裁管内の倍率は、大卒一般職で7.1倍、院卒総合職で4.0倍、大卒総合職で41.0倍である。家裁調査官は全国採用であるが、約10倍となっている。

二点目の異動の実態について、学生に説明する場合は、高等裁判所管轄区域内で採用され、基本的には仙台高裁管内、つまり東北六県で異動すると説明している。しかし、実情としては、特段の希望等がなければ、管理職になるまでは青森県内において、平均すると3年程度で異動していると説明している。また、裁判所では、上司と面談する制度があるので、育児や介護などで異動できない、または地元に残りたいという希望がある場合には、書面や面談の際に口頭で希望を伝えられることを説明している。異動については、それぞれの事情を踏まえて検討されることになる。

三点目のどういう人材を求めているのかについては、いろいろな説明の仕方がある。裁判所は接客業であるから、人とのコミュニケーションが大事な仕事である。もちろん書類の作成なども大事な仕事であるが、裁判所に来る方は、何か困りごとがあつて来られる方がほとんどで、そういう人とのコミュニケーションが大事になるため、裁判所としてはコミュニケーション能力の高い方や、人と接することが好きな方に来てもらいたいという説明をしている。法律の知識については、研修施設や研修制度も充実しているので、採用されてから研修やOJTで教育していくので心配しなくてもよいと説明している。

四点目の家裁調査官の採用について、家裁調査官は専門的な職種ということもあり、他の行政職の試験と併願できず、学生が躊躇することがある。そのような場合には、やりがいや伝えたり、試験の内容として、心理学を学んでいなくても、法律学や社会学など選択式で受験できる試験内容になっていることを説明している。

- 学生の地元志向や、どこに行きたいか、何を思って就職したいかなどについては、私が勤務している大学でも分析を進めており、地元に残りたい人、外に行きたい人、様々な人がいる。優秀で実力があり、かつ、地元に残りたい人もいる。能力の有無とどこに行きたいかはすごく多様になっている。学生にアピールする際には、一概に今の学生に対して画一的に、一枚岩としてアピールしていくのではなく、幾つかある志向性に合せて、言い方や重点の置きどころを変えて、それぞれの層にアピールしていけばいい人材が集められるのではないか。東北の中に残りたいという人もいるので、法学部はもちろんのこと法学部卒以外の方も含めて広く考えていただければと思う。
- パンフレットを見ると非常に研修が充実されているようで、卒業してすぐにステップアップできるようになっている。ビデオでもあったが、家庭

内のトラブルにかかわる面談技術は、どの程度の期間で習得できるようになるのか。

- 家裁調査官の養成課程では2年間の研修プログラムが組まれている。2年間は研修所と現場とを行ったり来たりしながら研修を行うことになるが、まず、研修所において合同で研修するプログラムを行い、その後1年間、現場で家事事件と少年事件の実務修習を受けながら面接のトレーニングを行っている。その後、研修所に戻って半年間の総仕上げの研修を受け、最終試験に合格して家裁調査官に任官することになる。もちろん、研修所でも面接のトレーニングは行っており、研修所でも現場でもかなりの時間を割いて集中して勉強しており、研修プログラム全体の3分の1程度の時間を割いている。任官すると家裁調査官としての一応のスキルは身についたことになるが、面接技法については、日々勉強していくことになる。

◎ 他の大学の委員の意見をいただきたい。

- 私が勤務する大学のキャリアセンターに確認したところ、本学において裁判所の説明会を実施していただいたが、参加者が非常に少なかったと聞いた。本学の場合、地方公務員の希望が多いが、一方で労働局の説明会は二桁の参加があり、国家公務員にまったく興味がないというものではない。本学は経済学や経営学が専門であるため、果たして自分が勉強したものが役に立つのか、コミュニケーション能力については、もちろん本学でも高める努力はしているが、経済学が裁判所でどのように役に立つのか、経営学を学んだことにより、どんな分野で自分の力を活かせるのかといった点について、具体的に説明していただければイメージできるのではないかと。また、キャリアセンターの職員には、裁判所は法律を知らないと難しいのではないかとの思い込みがある。本学に限らず、そのような大学もあると思われるので、キャリアセンターの職員を巻き込んでいくのも手ではないかと思う。

(8) 次回開催期日及びテーマ

平成30年7月5日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

テーマは，追ってお知らせする。

(9) 閉会